

～今回は火災に関係する設備についてお知らせします～

私たちは医療行為のみならず災害の場面においても患者さんの安全を守る必要があります。火災を発生させないことが最も重要ですが、万が一にも火災が発生してから消火器のある場所を探しては手遅れになります。また防火設備や非常口の前に物が置いてあると、それが障害となり設備が正常に機能しないことや、安全な避難に支障を来します。患者さんのベッド周りと同じように防火設備付近の環境整備もよろしくをお願いします。

防火設備のあれこれ



★消火器★

皆さんの部署や近くに設置されているのですが、迷わずに取りに行くことができますか？どこに設置されているのか各自確認し、いざというときには、迷わずに持ってこられるようにしましょう。

★使い方はわかりますか？★

- ①黄色いピンを抜く
- ②ホースを火点に向ける
- ③レバーを握る

★スプリンクラー★

リネン庫内や倉庫内の物は天井まで積み上げないようにご注意ください。消防法施行規則では、「スプリンクラーヘッドの下方45cm以内、水平方向30cm以内には何も作ったり、置いてはいけない事」とされています。



★排煙設備★

火災による煙を屋外へ排出するための設備です。建物の壁に設置されています。



散水障害の状況

左下から、消火用散水栓、防火扉、火災報知器、避難誘導灯、消防隊進入口です。この他にも、熱感知器や煙感知器などが天井に設置されています。どこに何があるのか一度見ておいてください。



一部の窓ガラスに貼られています。

実際にあった悪い例